

## 第9章 実現化方策の検討

ここでは、都市の将来像及び全体構想並びに地域別構想で示した方針を実現するための方策を検討します。

### 9-1 まちづくり実現に向けた基本的な方針

魚津市では、第4次魚津市総合計画に基づく事業を推進してきましたが、平成27年度策定の第10次基本計画により引き続き事業を推進していきます。

我が国における人口減少、少子高齢化、防災・環境問題などの社会情勢の変化や、土地利用、道路交通体系などの都市構造の変化とともに、社会的要請や都市施設整備に対する住民ニーズは高まる一方です。

魚津市においては、国道8号入善黒部バイパスの開通、北陸新幹線の開業等、土地利用や交通体系の変化に対応した新たなまちづくりが求められていますが、財政的な制約等から、計画的な事業運営が必要であるため、事業に対する住民の理解とコンセンサスを得るための舞台づくりを積極的に進めることや、関連事業と整合した効率的な事業の運営を図っていくために、以下のことを実施します。

#### ① 計画・事業に対する住民参画

事業の執行にあたっては、都市マスタープランの内容を「広報うおづ」や魚津市ホームページへの掲載、概要版やパンフレットの配布等により住民に周知します。また、都市マスタープランに関する説明会、ワークショップなどを開催するとともに、「うおづまちづくりふれあい講座」（まちづくり分野）の活用などを推進し、住民の参画認識を高めます。

#### ② 総合計画を踏まえた事業展開

第4次魚津市総合計画・第10次基本計画を基本に、年次的に実施計画の策定を行い、的確な事業の推進を図ります。

#### ③ 実施事業に対する関係各課との連携

実施事業については、庁内関係各課との連携を密にし、事業の効率的な運営を図ります。

#### ④ 関係法令を活かしたまちづくり

都市計画法、建築基準法、景観法等の各種制度の適切な運用と効果的な活用に努めながらまちづくりの推進を図ります。

## 9-2 効果的な都市施設整備事業の推進

都市施設整備は、重要かつ影響力の大きな事業であるため、国や県等関係機関の諸施策を勘案しつつ、庁内関係各課との連携を図りながら事業を円滑に推進することが必要です。また、単一事業の取り組みにとどまることなく、関連事業との調整によって相乗効果を高め、住民の要請に応える効果的な執行に努めることが重要です。

一方、事業実施後には、事務事業評価による計画・事業の見直しや住民に開かれた事後評価システムを確立していくことも大切です。

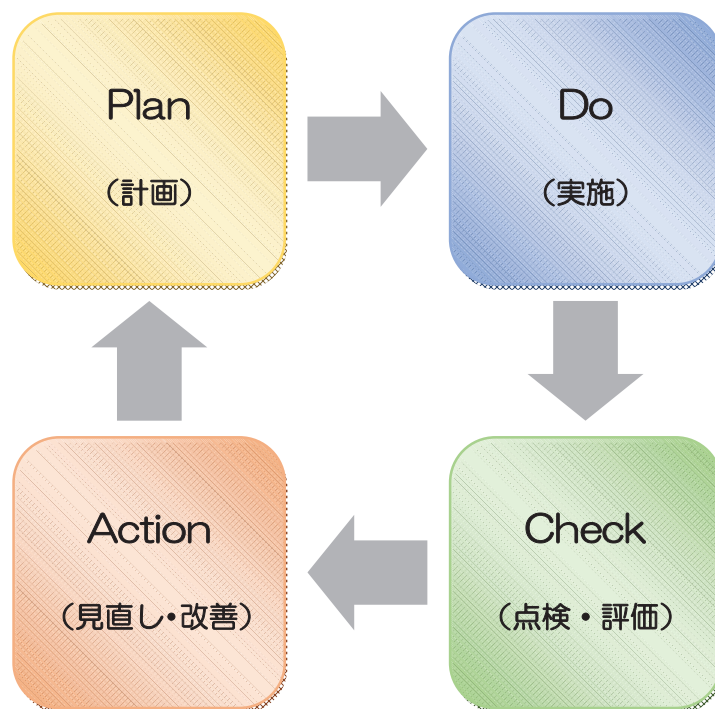
事業の関連性を見極めるための指標として、総合計画等に位置付けられている事業のうち、都市マスタープランと関連性のある事業を示します。

【都市マスタープランと関連性のある事業一覧】

| 総合計画の項目（政策）                  | 総合計画の項目（施策）              | 主な基本事業                    |
|------------------------------|--------------------------|---------------------------|
| 地域の特性を活かした<br>農林水産業の振興       | 農業の振興                    | 農業生産基盤の整備強化               |
|                              | 林業の振興                    | 林業生産基盤の整備強化               |
|                              | 水産業の振興                   | 水産業生産基盤の整備強化              |
| まちの活力を育む<br>工業・商業の推進         | 工業・商業の振興                 | 企業立地の促進                   |
| 生命と財産を守る<br>安全・安心な<br>暮らしの確保 | 災害に強いまちの形成               | 浸水対策の強化                   |
|                              |                          | 山地崩壊対策等の強化                |
|                              |                          | 耐震化の推進                    |
|                              | 日常生活の安全確保                | 安全な交通環境の充実<br>防犯対策の推進     |
| 魅力ある都市基盤の<br>充実              | 良好な都市の形成                 | 計画的な都市環境づくりの推進            |
|                              |                          | 市街地整備の推進                  |
|                              |                          | 美しい都市景観の整備                |
|                              | 快適な道路機能の強化               | 幹線道路の整備                   |
|                              |                          | 生活道路の整備                   |
|                              | 住宅対策の推進                  | 定住対策の充実<br>市営住宅の整備        |
|                              | 水道水の安定供給                 | 水道施設の整備                   |
|                              | 下水道の整備                   | 下水道施設の整備                  |
|                              | 総合交通体系の整備                | 公共交通ネットワークの充実             |
|                              |                          | 市民バス体系の強化                 |
| 在来線の利便性向上                    |                          |                           |
| 明日を担う人づくり                    | 学校教育の充実                  | 教育環境の整備・充実                |
| 自然環境の<br>保全・継承               | 水と緑の保全と活用                | 豊かな自然の活用の推進               |
|                              | 快適な生活環境の<br>保全と向上        | 快適な住環境の整備<br>環境美化・保全活動の推進 |
| 脱温暖化・<br>循環型社会の構築            | 地球温暖化防止対策推進・<br>循環型社会の構築 | 温室効果ガス削減対策                |
|                              |                          | 廃棄物の適正処理・3R活動の推進          |

また、都市マスタープランの運用にあたっては、上位計画となる「第4次魚津市総合計画・第10次基本計画」などに基づき、計画・事業を推進するほか、将来的な社会情勢や都市構造の変化に適切に対応するため、Plan（計画）→Do（実施）→Check（点検・評価）→Action（見直し・改善）のサイクルに基づく長期的な計画の運用・管理と段階的な見直しを実施します。

【PDCAサイクルに基づく計画の運用・管理】

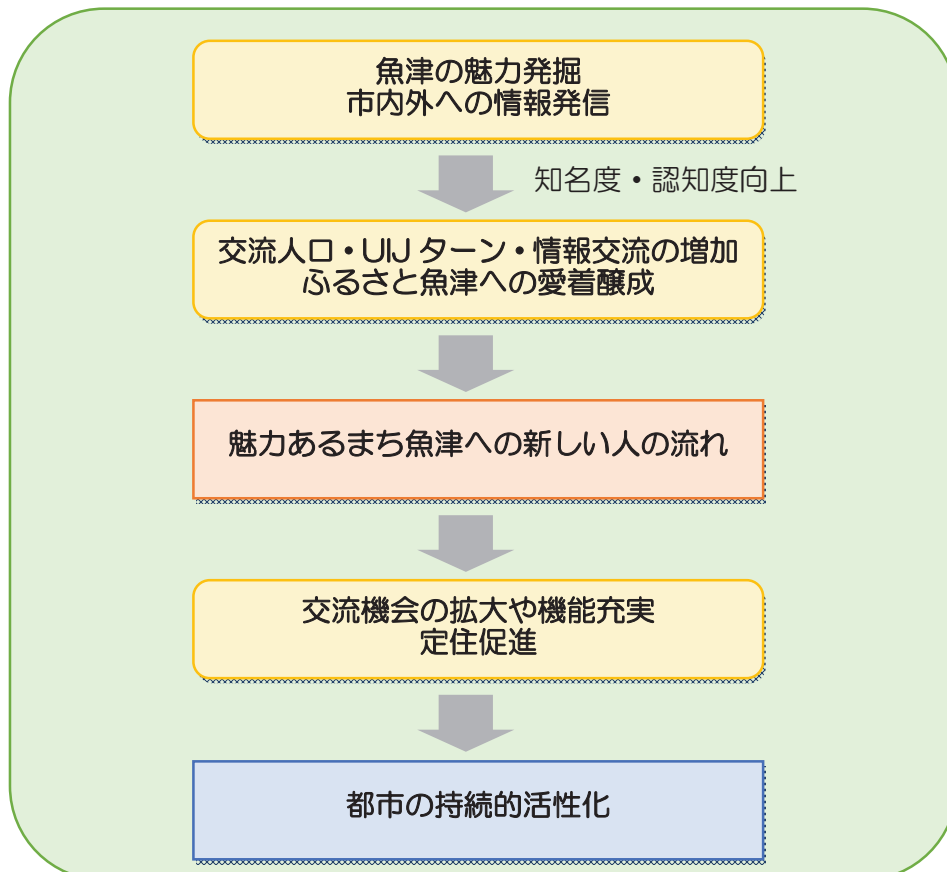


### 9-3 魅力的なまちづくりの推進

魚津市では地方創生の実現に向けて、「教育環境充実」、「子育て支援」、「観光振興」、「産業振興」、「魅力的なまちづくり」の5つの特定施策分野における取組を今後加速させることに重点を置くものとしています。地域の持続的な活性化を図るには、「魅力あるまち魚津への新しいひとの流れをつくる」ことが重要であり、本市を訪れたい人や暮らしたい人を増やし、都市の価値を高め発展させるために以下のことを実施します。

- ① 魚津市の知名度・認知度向上  
都市の魅力やイメージを効果的かつ継続的にアピールすることにより、都市のブランド価値を高め、発展させます。
- ② 交流人口・UJターン・情報交流の増加  
魚津市を訪れたい人や暮らしたい人を増やし、地域が持続的に活性化していく取組を展開します。
- ③ ふるさと魚津への愛着醸成  
魚津市に住む人や事業所を置く企業、ゆかりのある人などに魚津の良さ魅力を再認識してもらい、郷土愛を高めることにより、民間企業・団体・市民などが協働した情報発信を推進します。

【イメージ】



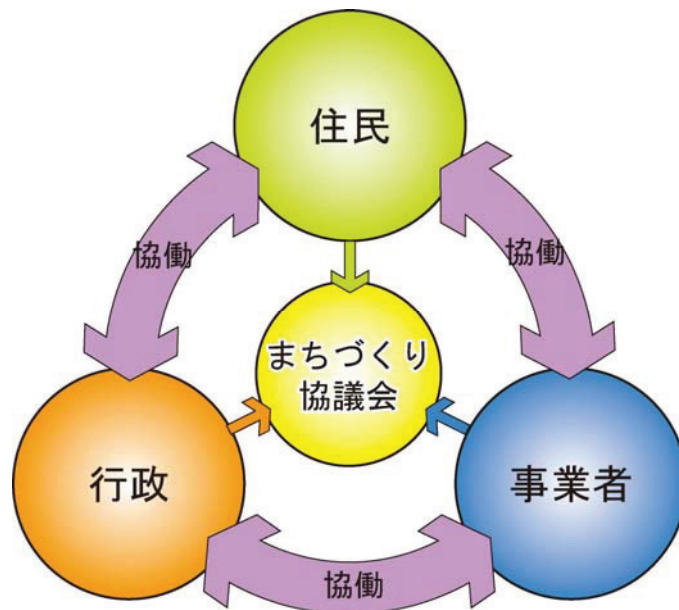
## 9-4 まちづくり意識の醸成

まちづくりには、住民・行政の関わりだけでなく、大規模建築物の建築等、まちづくりに影響を与える事業者の積極的な参画を促していくことが必要になります。

そこで、各種事業について計画段階から事業実施後の評価まで、住民や事業者と協議を行うまちづくり協議会の設置等を検討します。

協議会では、事業内容に関する事項はもちろんのこと、住民・事業者・行政の役割を明確にすることも検討します。

【住民・企業・行政の協働】



このほか、都市計画に関する各事業を計画・実施する際には、住民等からの事前提言や意見を十分に反映するため、住民等が計画策定に参加できる機会を増やすとともに、必要に応じ、説明会、ワークショップ、アンケート調査、パブリックコメント等を実施します。

また、「広報うおづ」や魚津市ホームページに、都市マスタープランの内容をはじめ、まちづくりに関する情報を掲載し、住民・事業者への周知を図るとともに、魚津市が取り組んでいる都市計画に関する各事業等について、進捗状況などを定期的に情報開示することにより、魚津市のまちづくりに関する情報を住民・事業者と共有していきます。

一方、地域のまちづくり活動を盛り上げていくため、魚津市が推進するまちづくりの方向性と整合した活動に取り組む団体、地元組織等に対し、積極的な活動支援を行っていきます。